



定期健康診断(事業者健診)結果データ提供のお願い

定期健康診断の実施で終わっていませんか？

事業者健診結果データの提供とは？

事業主の皆さまは、労働安全衛生法に基づき、従業員に対して、定期健康診断(事業者健診)を実施しなければならないとされていますが、定期健康診断の実施だけで終わっていませんか？「生活習慣病予防健診」(P.25 参照)を利用されない場合は、事業者健診結果データをご提供ください。提供いただくことで、以下のメリットがあります。

※事業者健診結果データを協会けんぽにご提供いただくことは、法律により定められています。事業主の皆さまが、個人情報の提供について、法的な責任を問われることはありません。



事業者健診結果データを提供するメリットは？

- 健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等によるメタボリックシンドロームの状態を改善するための健康サポート(特定保健指導)が受けられます。(P.31 参照)
- 「事業所カルテ」(P.24 参照)に事業者健診結果データを反映させることが可能となり、より実態に沿った事業所の健康状態を把握することができます。
- マイナンバーカードによる保険証利用の登録をされた方は、マイナポータル上でご自身の健診結果を閲覧できます。

事業者健診結果データを提供する対象者は？

- 事業者健診を受診された協会けんぽ加入者

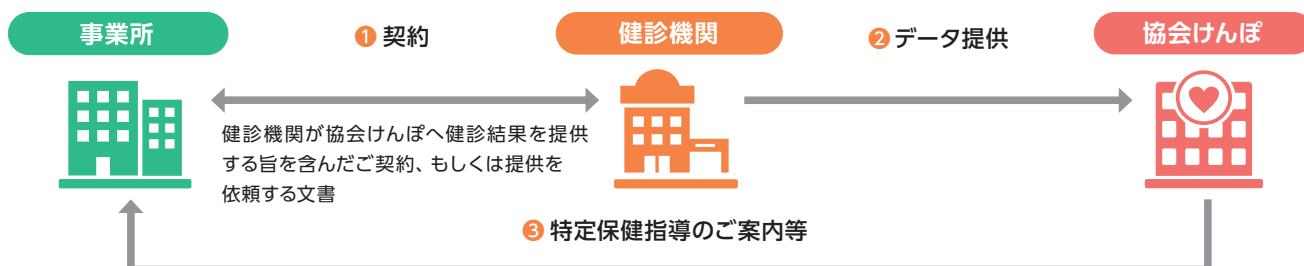
※当年度で75歳を迎える方は、誕生日の前日までに受診を終えた方が対象です。 ※生活習慣病予防健診(P.25 参照)を受診した方はご提供いただく必要はありません。

事業者健診結果データを提供する方法は？

事業主の皆さまにお願いしたいことは以下の3点です。

- ① 事業者健診を健診機関にお申込みの際、「健診機関が協会けんぽに健診結果を提供する」旨を含んだ契約をお願いします。
- ② ①の契約を行わない場合は「健診機関が協会けんぽに健診結果を提供する」旨を含んだ依頼文書(提供依頼書)を協会けんぽもしくは健診機関へご提出をお願いします。
- ③ 健診受診時に資格情報のお知らせ等の記号番号がわかるものをお持ちいただくよう、従業員の皆さまに説明をお願いします。

事業主の皆さまに代わり、健診機関が協会けんぽに事業者健診結果を提出することを、あらかじめ契約の中で取り決める、もしくは依頼することにより、事業主の皆さまのお手を煩わせることなく、健診機関から協会けんぽに直接健診結果データが提供されます。



データ提供に関してご不明な点がある場合は、支部にお問い合わせください。



生活習慣病予防健診の利用をご検討ください

下表は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）と生活習慣病予防健診（P.25 参照）の検査項目を比較したものです。生活習慣病予防健診は、特定健康診査の検査項目に加え、事業者健診の検査項目も含まれており、その上、がんの検査項目（胃・大腸）もあるなど、充実した内容になっています。

従業員の皆さま（35歳以上）の健康保持・増進のためにも、生活習慣病予防健診の利用をご検討ください。

検査項目の比較			生活習慣病予防健診	事業者健診
診察等	問診		○	○
	計測	身長	○	□
		体重	○	○
	BMI		○	○
	腹囲		○	■※
	理学的検査(身体診察)		○	○
	血圧(座位)		○	○
	視力		○	○
	聴力		○	○
脂質	総コレステロール		○	
	空腹時中性脂肪		▲	▲※
	随時中性脂肪		▲	▲※
	HDL-コレステロール		○	■
	LDL-コレステロール		▲	▲
	non-HDL-コレステロール ※1		▲	▲
肝機能	AST(GOT)		○	■
	ALT(GPT)		○	■
	γ-GT(γ-GTP)		○	■
	ALP		○	
代謝系	空腹時血糖		▲	▲
	随時血糖 ※2		▲	▲
	尿糖(半定量)		○	○
	ヘモグロビンA1c		▲	▲
	尿酸		○	
血液一般	ヘマトクリット値		○	
	血色素		○	■
	赤血球数		○	■
	白血球数		○	
腎機能	尿蛋白(半定量)		○	○
	尿潜血		○	
	血清クレアチニン (eGFRによる腎機能の評価を含む)		○	□
心機能	12誘導心電図		○	■
肺	胸部エックス線検査		○	○
	喀痰検査			□
眼底検査			□	
胃	胃部エックス線検査 ※3		○	
大腸	便潜血		○	

○…必須項目

□…医師の判断に基づき実施する項目

■※…35歳および40歳以上の者については必須、ただし、妊娠中その他の者であって腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者、BMIが20未満の者および自らが腹囲測定をし、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る）については医師の判断に基づき選択的に実施する項目

▲…いずれかの項目でも可

▲※…35歳および40歳以上の者についてはいずれかの項目を実施、それ以外の者については医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■…35歳および40歳以上の者については必須、それ以外の者については医師の判断に基づき選択的に実施する項目

※1…空腹時中性脂肪または随時中性脂肪が400mg/dL以上や食後採血の場合、LDL-コレステロールの代わりにnon-HDL-コレステロールにより血中脂質検査を行うことを可とする

※2…食事開始後3.5時間以上経過していること

※3…本人の希望等により胃内視鏡検査に代えることができる

